

ブロック塀などの取り壊しに助成をします



6月18日に発生した大阪府北部を震源とする地震による塀の倒壊被害を受け、倒壊の恐れのあるブロック塀や石造、れんが造などの塀の取り壊しをする方を対象に、工事費の一部を助成します。

また、ブロック塀などを撤去し、板塀や生け垣へつくりかえる場合にも助成します。

実施期間 10月1日～2021年3月31日(時限措置)

対象工事 倒壊の恐れのあるブロック塀などのうち、道路や公園などに面する部分の撤去(一部撤去を含む)工事

対象経費 ブロック塀などの撤去工事費、廃材処理費ほか

助成限度額 30万円(助成率1/2)

ブロック塀などの撤去後、板塀や生け垣の設置をする場合は、次の助成が受けられます。

●板塀の設置

助成限度額60万円(助成率2/3)

●生け垣の設置

助成限度額18万円(助成率2/3)

問合 ブロック塀の撤去に関すること

建築住宅課 ☎35-3159

広報ID 1010158

板塀、生け垣の設置に関すること

都市計画課 ☎35-3180

広報ID 1003986

1003997

駐車場の景観基準の新設等に関する市民説明会

町並み景観の保全を図ることを目的として、駐車場の景観に関する基準の新設等を行うため、その内容について市民説明会を行います。

期日 10月18日(木)

時間 昼の部：午後2時～2時30分
夜の部：午後7時30分～8時

場所 市役所3階行政委員会室
(花岡町2)

●説明概要

●駐車場の景観基準の新設

城下町景観重点区域等において屋外に設ける駐車場の間口に、板塀や生け垣等を設置することを促進

●附置義務駐車場の基準見直し

城下町景観重点区域内にホテルなどを建築する場合について、附置が義務付けられている駐車場の台数の低減と、隔地駐車場とする場合の隔地距離の見直し

問合 都市計画課 ☎57-7444



板塀や生け垣等の設置の助成を拡充します

市全域における景観の向上を目的に、板塀や生け垣などを設置する場合の助成について、対象区域等の拡充を行います。10月1日からの新しい助成内容は下記のとおりです。詳しくは都市計画課までお問合せください。

●板塀等の設置

対象事業 道路・河川に面する部分等に、長さ1.8m以上にわたり板塀や塗塀等を設置する事業

対象区域 市全域

補助率等 1/3(限度額30万円)

※市街地景観保存区域および景観重点区域は2/3(限度額60万円)

●生け垣の設置

対象事業 道路・河川に面する部分等に、長さ5m以上にわたり生け垣を設置する事業

対象区域 市全域

補助率等 1/3(限度額9万円)

※市街地景観保存区域及び景観重点区域は2/3(限度額18万円)

●施設の緑化

対象事業 駐車場、町内集会所等の道路に面する部分に、長さ5m以上にわたり植栽をする事業

対象区域 市全域

補助率等 1/3(限度額36万円)

※市街地景観保存区域及び景観重点区域は2/3(限度額72万円)

問合 都市計画課 ☎35-3180

広報ID 板塀等 1003986、生け垣・施設の緑化 1003997